

申請書等における性別欄の見直しについて

1 目的

生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない性同一性障害の方の中には、性別の記入に当たり、特に男女の2択の場合は、こころの性と異なる性別を選択することへの抵抗感や、思うままに書くことのできないもどかしさを抱えるなど、精神的な苦痛を感じている人がおられます。

そこで、県が県民の皆さまに提出をお願いする申請書等を、性別の選択に抵抗感等がある方へ配慮したものにしていくとともに、職員一人ひとりが性同一性障害の方への理解をより深めることを目的に、見直しを行いました。

2 調査の概要

(1) 調査対象

①対象所属

知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、教育委員会事務局を含む行政委員会等の全所属

②対象とした申請書等

- ・ 県(上記対象所属)が、県民(本人)に性別情報の記入を求める書類
- ・ 県(上記対象所属)が、県民(本人)に配付する書類(性別情報の記載があるもの)

＜例＞申請書、申込書、アンケート 等

※ 本人が直接記入もしくは受領しないような、本人の目に触れる機会がない申請書等は、調査対象外としています。

※ 調査時点で性別欄がすでに廃止(削除)されている申請書等は、対象外としています。

(2) 調査内容

- ① 性別欄の廃止の可否 ②廃止しない場合の理由

(3) 見直しのポイント

① 業務上、性別情報が不要な場合は、性別欄を廃止します。

業務上、性別情報が必要な理由がある場合や国など県以外の機関が様式を定めており、様式の記載項目や記載方法について県に裁量の余地がない場合は、除きます。

＜業務上性別情報が必要な理由＞

(ア)統計上、収集する必要がある

集計結果を公表したり、今後の事業等に活用したりしている場合

(イ)男女共同参画の観点から収集する必要がある

活動に参画する機会の男女間の格差を改善するための積極的な改善措置を行う場合、男女の参画機会の現状を把握する場合

(ウ)医療上、性別の情報を収集する必要がある

医療サービスの提供(検査や治療など)に用いる場合

(エ)性別により配慮または対応を区別する必要がある

施策の実施にあたり、性別によって配慮したり、対応を区別する必要がある場合

(オ)本人確認のため、性別の情報を収集する必要がある

本人確認の手続上、戸籍上の性別情報を必要とする場合

- ② 業務上、性別情報が必要な理由がある場合においても、性別欄の記載方法について工夫が可能か否か検討します。（各業務の性質や様式の使用目的に応じて判断）

＜記載方法の工夫の仕方＞

- ・県民（本人）に性別情報の記入を求める書類は、「自由記述方式」にする。

男女の２択ではなく「答えたくない」等の選択肢を加え、３択以上にする方法や、性別欄を空欄にしておき、本人の意思で性別を記入する方法。

- ・県民（本人）に配付する書類（性別情報の記載があるもの）は、「表示方法を工夫」する。
当該書類等の裏面に性別を記載するなどの工夫をする。

3 結果

見直した結果は、別添「申請書等における性別欄の見直し結果一覧」のとおりです。

国など県以外の機関が様式を定めているものを除き、性別欄のある申請書等は、255ありました。その内の76.9%にあたる196の申請書等は性別欄を廃止、または、自由記述方式にする等、記載方法について工夫する（対応済みを含む）こととします。

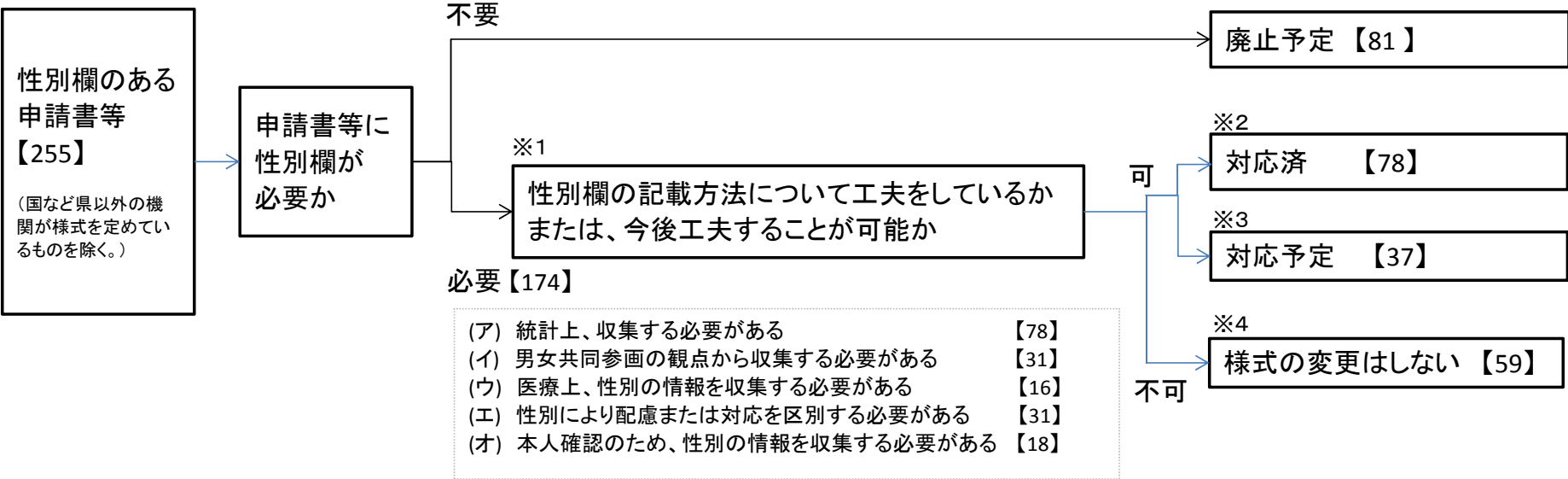
見直しを実施した主な具体例は下表のとおりです。

今後も引き続き、申請書等の性別欄の必要性や記載方法について、人権尊重の視点から検討していくこととしています。

＜例＞

性別欄 見直しの結果	申請書等		
	申請書	申込書	アンケート
廃止する	看護専門学校入学資格認定 審査申請書	滋賀県庁就職セミナー申 込（しがネット受付）	若年層向け人権啓発講座受 講者アンケート
記載方法を工夫す る	訓練手当受給資格認定申請 書	滋賀県平和祈念館ボラン ティア参加申込書	育休後のハッピーキャリア カフェ 参加者アンケート
廃止または工夫が できない	被爆者がん検診受診申請書	成人病センター診療申込 書	—
業務上必要な理由	(ウ)医療上、性別の情報を収 集する必要がある。	(ウ)医療上、性別の情報を 収集する必要がある。	—

申請書等における性別欄の見直し結果一覧



凡例

※1 性別欄の記載方法の工夫についての考え方

- ・県民(本人)に性別情報の記入を求める書類は、「自由記述方式」にする。
男女の2択ではなく「答えたくない」等の選択肢を加え、3択以上にする方法や、性別欄を空欄にしておき、本人の意思で性別を記入する方法。
- ・県民(本人)に配付する書類(性別情報の記載があるもの)は、「表示方法を工夫」する。
当該書類等の裏面に性別を記載するなどの工夫をする。

※2 対応済

調査実施段階において、すでに自由記述方式になっているもの。または、すでに表示方法の工夫がなされているもの。

※3 対応予定

調査実施後に様式を変更するもの。

※4 様式の変更はしない

性別欄の廃止や記載方法の工夫ができないもの。

【 】内の数は申請書等の数を指す。